

函館市ワーケーションプロモーション業務仕様書

1 業務名

函館市ワーケーションプロモーション業務

2 目的

近年テレワークの普及や働き方改革が進み、ワーケーションを導入する企業が増える中、ワーケーションには、企業誘致、観光、移住の促進等様々な効果が期待されている。特に企業誘致に関し、本市がこれまで3年間実施してきた体験ツアーの実施状況等を踏まえ、首都圏等の大企業および IT 関連企業への本市ワーケーションのブランディング力を高め、ワーケーションの訴求力を向上させるための各種媒体の製作やプロモーションを行うことを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 業務内容および留意事項

(1) ワーケーションリーフレットの制作および印刷に関する業務

ア テーマ・コンセプト

函館らしさを PR するための統一性あるテーマ・コンセプトを設定すること。

イ 成果物の内容および数量

(ア) ワーケーションリーフレット 1千部

(イ) WEB 公開用データ (PDF) 一式

ウ 規格

指定なし (※現行：A4, 巻き三折り, 6ページ)

エ 紙質

指定なし（※現行：コート紙四十六版・90kg）

オ 色数

フルカラー

カ 校正

4回以上

キ 主な掲載内容

(ア) 市内コワーキングスペース（位置、設備内容、特徴等）

(イ) 交通アクセス（函館までの交通機関、所要時間）

(ウ) アクティビティ情報

(エ) 上記のほか、観光や飲食店、生活必需品販売店等のワーケーションにおいて必要な情報

(2) ワーケーションプロモーション動画の制作に関する業務

ア 成果物の内容および数量

(ア) ワーケーションプロモーション動画（60秒程度） 2本（例：企業合宿、福利厚生編、企業大学マッチング編など）

(イ) ワーケーションプロモーション動画（30秒） 1本（ダイジェスト編）

(ウ) WEB公開用等データ（MP4） 一式

イ 画面比率 16：9

ウ 解像度 フルHD（1,920×1,080画素）以上

エ 制作にあたっての留意事項

(ア) 複数年にわたり使用することを前提とした内容とすること。

(イ) 動画撮影前に台本等を作成し、内容確認および修正指示の機会を設けること。

(ウ) 新たに撮影する素材を使用することを前提とするが、気象条件等の事情により撮影不可能なものについては、既存の素材を使用することも可とする。

(エ) 撮影許可等の申請手続は、受託者が行うこと。

(オ) 動画の撮影モデルとなる企業については、他の企業への影響が大きと思われる企業により実施すること。当該企業については受託

社が撮影の打診および許可を得ること。

(カ) ワークーションの分類（休暇型，業務型）に応じ各1回以上のロケーション撮影を行い，ワークーション導入企業および導入検討企業に対し，函館でのワークーションの魅力および働くイメージが伝わる内容とすること。

(キ) 制作した動画は，市のWEBサイトで使用するほか展示会などにおいてタブレット等により使用することとなることを考慮のうえ制作すること。

(3) 各種媒体におけるプロモーション業務

ア プロモーション内容

(ア) SNS 配信，WEB 広告ならびに新聞や企業向け業界誌等の各種媒体において画像や動画等を効果的に使用したプロモーション活動を行う

(イ) 広告媒体 指定なし

(ウ) 対象地域 主に首都圏とする。このほか，近畿圏，中京圏の大都市圏を対象地域を含むことも可能

(エ) 対象者 IT 関連企業の経営者，福利厚生担当者，企業合宿実施者，研修担当者

イ 掲載条件 掲載した効果が分かる方法（媒体）により行うこと

※例：閲覧者数，発行部数など

ウ 上記のほかのプロモーション

(4) 企業単位で実施するワークーションモデルプランの創出・提案

(ア)提案内容 本市の特徴を活かした企業合宿やチームビルディング等の企業単位で実施するワークーションに関するモデルプラン

(イ)提案数 1以上

(ウ)提案方法 市のWEBサイトで使用することを前提としたものであって，台本，シナリオ，動画，静止画など媒体を問わない。

5 成果品に係る権利の帰属

- (1) 本業務の成果品に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までの権利をいう。）その他一切の知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権をいう。）は、成果品の納入、検査合格と同時に市に無償で譲渡されるものとする。
- (2) 市は、著作権法第20条第2項に該当しない場合においても、その使用のために成果品の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を行使しないものとする。
- (3) 受託者は、本業務の成果品が第三者の著作権、意匠権その他一切の知的財産権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して権利の侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (4) 受託者は、市の承諾または合意があった場合を除き、市ならびに市から正当に権利を取得した第三者から権利を承継した者に対し、著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を行使しない。

6 その他留意事項

- (1) 本業務履行にあたり、疑義が生じた場合は、市および受託者双方の協議により処理するものとする。
- (2) 本業務履行にあたり、市は受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。
- (3) 市から提供を受けた資料等は、本業務のみに使用するものとする。ただし、あらかじめ市の承諾を得たものについては、この限りではない。
- (4) 委託契約の締結後速やかに実施計画書を提出し、作業工程およびスケジュールを明確にすること。
- (5) 本業務を確実かつ円滑に実施するための十分な人員体制を確保すること。

- (6) 委託契約書および本仕様書に定めのない事項については、市および受託者双方の協議により決定するものとする。
- (7) 本業務の遂行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏えいしないこと。